

○仙台市美容師法の施行に関する条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第一二〇号

改正 平成二三年五月条例第三〇号

平成二四年三月条例第一七号

平成二四年一二月条例第七三号

平成二五年三月条例第一七号

平成二六年三月条例第一三号

平成二七年三月条例第二四号

平成二八年三月条例第六号

(趣旨)

第一条 この条例は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容師の衛生措置)

第二条 法第八条第三号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、かつ、顔面の作業の際は、マスクを着用すること
- 二 手指の爪は、常に短くし、客一人ごとに作業の着手前に手指を消毒すること
- 三 消毒した器具等は、消毒していないものと区分しておくこと
- 四 作業中は、器具を専用の容器に置き、その容器は、客一人ごとに消毒すること
- 五 毛をそるために用いる石けん液は、客一人ごとに取り替えること

(平二四、一二・追加)

(美容所の衛生措置)

第三条 法第十三条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 美容所の床面積は、いす二脚までは十三・二平方メートル以上とし、その数が二脚を超える場合においては、一脚を増すごとに三・三平方メートルを増すこと
- 二 美容所の天井は、ちりの落ちない構造とすること
- 三 器具等を消毒する専用の場所（以下この号及び次号において「消毒所」という。）を設け、消毒所には、洗い場及び手指の消毒設備を設けること
- 四 いす五脚以上の場合には、美容の作業を行う場所（第七号において「作業所」という。）、

消毒所及び待合所をそれぞれ区画して設けること

五 消毒した器具等と消毒していないものを区分して収納するため、その旨を明示した戸棚等を設けること

六 外傷に対する応急手当に必要な薬品及び衛生材料を常備すること

七 洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、いす五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること

(平二四、一二・追加)

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第四条第三号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合

二 警察署、拘置所等に留置され、又は収容されている者に対して美容を行う場合

(平二四、一二・追加)

(出張営業)

第五条 本市の区域内の美容所の従業者でない美容師は、法第七条ただし書の規定により本市の区域内の美容所以外の場所においてその業を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 前項の美容師は、同項の規定により届け出るときは、市長が別に定める疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第一項の規定による届出があったときは、出張営業届出済証を交付するものとする。

4 前項の出張営業届出済証の交付を受けた美容師は、美容所以外の場所においてその業を行うときは、同項の出張営業届出済証を携帯しなければならない。

5 法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所においてその業を行う美容師は、市長が別に定める消毒用器具等を携行しなければならない。

(平二四、一二・旧第二条繰下)

(手数料)

第六条 市長は、法第十二条の規定に基づく美容所の検査の事務につき、美容所検査手数料として一件につき一万六千三百円を徴収する。

(平二四、一二・旧第三条繰下、平二八、三・改正)

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二四、一二・旧第四条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に仙台市美容師法施行細則（昭和六十二年仙台市規則第百十二号。以下「細則」という。）の規定に基づきなされた手続その他の行為で、この条例中これに相当する規定があるものは、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 施行日前に細則第二条第二項の規定に基づき交付された本市の区域内の美容所の従業者でない美容師に係る出張営業届出済証で施行日後にその業を行う者に係るものについては、第二条第三項の規定に基づき交付された出張営業届出済証とみなす。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に係る手数料に関する特例)

4 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者について特に必要と認めるときは、第六条に規定する手数料で平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日まで間に法第十一条第一項の規定による届出がなされたものを免除することができる。

(平二三、五・追加、平二四、三・平二四、一二・平二五、三・平二六、三・平二七、三・改正)

5 市長は、前項の被災者で特に必要と認めるものから同項に規定する手数料を徴収したときは、これを還付することができる。

(平二三、五・追加)

附 則 (平二三、五・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二四、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二四、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において美容師法施行条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第八十七号)附則第二項の規定により美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)第四条第七号の規定を適用しないこととされている美容所の開設者については、同項の適用に係る美容所の構造設備に限り、この条例の施行の日以後最初に当該美容所の構造設備の変更をするまでの間は、改正後の第三条第七号の規定は、適用しない。

附 則 (平二五、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二六、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為(次項において「使用の許可等」という。)に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

(手数料に関する経過措置の原則)

4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。